

三井住友トラストクラブ株式会社 ETCカード特約(法人カード用)

第1条(定義) 1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社もしくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が指定する者としてします。2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとしてします。3. 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードの総称としてします。4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称としてします。5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置としてします。

第2条(ETCカードの貸与と取扱い) 1. 当社は、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」という)のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と当社が定める会員規約ならびに会員特約(以下まとめて「会員規約」という)を承認のうえ所定の方法で申し込みをし、当社が適格と認めた法人会員をETCカード法人会員(以下「会員」という)としてします。2. 会員は、会員に所属し当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、ETCカードの利用単位(以下「ETC利用単位」という)毎にETCカードの利用代金を支払うカードの使用者を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が適格と認めた方をETCカード支払責任者(以下「支払責任者」という)としてします。なお、会員は、支払責任者の届け出にあたり、支払責任者本人に本特約および会員規約の内容を示し、承認を得るものとしてします。3. 会員は、ETC利用単位毎に属する役員・従業員(支払責任者を含むものとする)の中から、ETCカードを社用に使用する方を指定して当社に所定の方法で届け出るものとし、当社が適格と認めた方をETCカードの使用者(以下「使用者」という)としてします。なお、会員は、使用者の届け出にあたり、使用者本人に本特約の内容を示し、承認を得るものとしてします。4. 当社は、会員および使用者にETCカードをカードに追加して発行し、貸与します。ETCカードは、ETCカード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理するものとしてします。5. ETCカードの所有権は当社に属し、会員および使用者が他人にETCカードを貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させもしくは使用のために占有を第三者に移転させることは一切できません。6. 使用者は、ETCカードの裏面に署名を行なわないものとしてします。

第3条(ETCカードのご利用) 1. 使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができ、前項にかかわらず、使用者は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETCカードの提示を求められた場合には、これを提示するものとしてします。

第4条(ご利用代金の支払い) 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとしてします。

第5条(ご利用枠) ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとしてします。使用者がカードの利用枠を超えてETCカードを使用した場合、会員は当然にその支払いの義務を負うものとしてします。

第6条(利用疑義) 当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとしてします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとしてします。

第7条(紛失・盗難) 1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員および支払責任者および使用者は、連帯してその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとしてします。ただし、支払責任者は、カードで利用代金を支払う全てのETCカードの利用代金について会員と連帯して支払いの責を負うものとしてします。また、使用者は、使用者に貸与されたETCカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとしてします。会員、支払責任者および使用者は、当社から会員、支払責任者および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他の者に対しても効力を生じるものとしてすることに同意します。2. 会員および使用者は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとしてします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。3. 当社はETCカードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員および使用者はあらかじめ承諾するものとしてします。

第8条(会員保障制度) 1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がETCカードを紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条2項の警察ならびに当社への届け出がなされたときは、これによって会員および支払責任者および使用者が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。2. 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとしてします。3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとしてします。(1) 会員または使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員または使用者がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員または使用者に重大な過失があったものとみなします。(2) 損害の発生が保障期間外の場合(3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETCカードの受領に關するの代理人による不正利用に起因する場合(4) 会員が本条4項の義務を怠った場合(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合(6) 会員または使用者が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けたものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとしてします。

第9条(ETCカード年会費) 1. 会員は、当社に対して所定のETCカード年会費を、カードの年会費とは別に支払うものとしてします。2. ETCカード年会費の支払期日は、ETCカード送付時に通知するものとし、支払われたETCカード年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとしてします。

第10条(ETCカードの有効期限) 1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとしてします。会員および使用者は有効期限経過後のETCカードをただちに切断・破棄するものとしてします。2. ETCカードの有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しない当社が認める場合には、送付を保留することができるものとしてします。3. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとしてします。

第11条(退会) 1. 会員がETCカードを退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとしてします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとしてします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債務は、会員が支払の責を負うものとしてします。2. 使用者がETCカードを退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとしてします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとしてします。3. 会員がカードの法人会員を退会する場合は、全てのETCカードも同時に退会となるものとしてします。4. 支払責任者がカードを退会する場合は、当該支払責任者のカードで利用代金を支払う全てのETCカードも同時に退会となるものとしてします。

第12条(再発行) 1. ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとしてします。2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度(以下「登録型割引制度」という)を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとしてします。当社は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとしてします。

第13条(利用停止措置) 当社は、会員が本特約もしくは会員規約に違反した場合またはETCカードもしくはカードの使用状況が適当でない当社が判断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措置をとることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとしてします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとしてします。

第14条(免責) 1. 当社は、会員および使用者に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとしてします。2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行うものとしてします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、ただちに当社に通知するものとしてします。3. 当社は、ETCカード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとしてします。4. 当社は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員および使用者が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとしてします。

第15条(特約の変更、承認) 本特約の変更については当社から変更内容を知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとしてします。

第16条(ETCシステム利用規程の遵守) 会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとしてします。

第17条(会員規約の適用) 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとしてします。

ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

ETCシステム利用規程

<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>



ETCシステム利用規程実施細則

<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>

